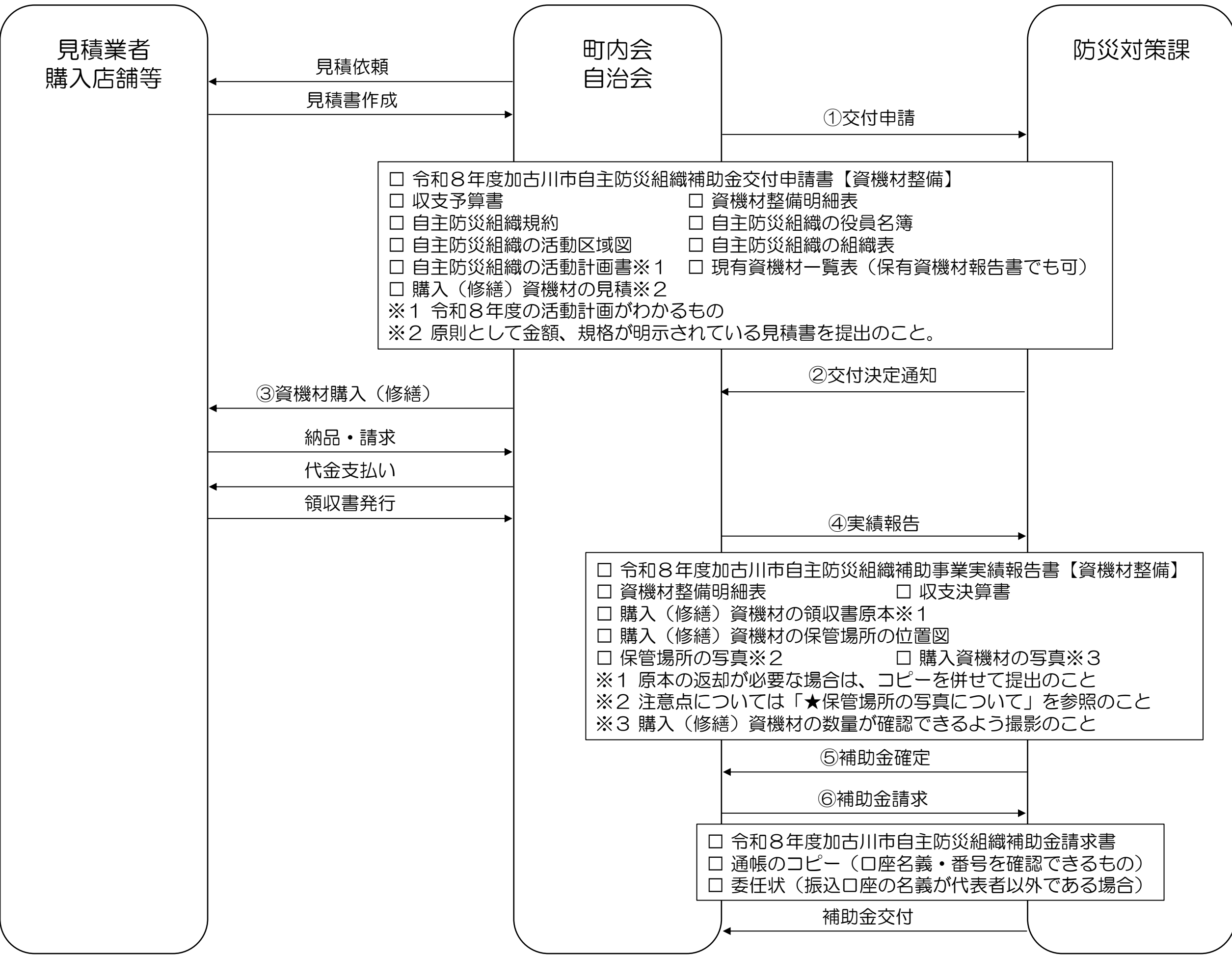


資機材整備に関する補助金交付までの流れ

- ① 交付申請
 交付申請書等必要書類を用意し、防災対策課へ提出してください。
 ※交付決定前に購入(修繕)した資機材は補助の対象外です。
- ② 交付決定通知
 申請書類を審査し、補助金交付決定書等を送付します。
- ③ 資機材購入(修繕)
 ・補助金交付決定書を受領したら、申請した防災用資機材を購入(修繕)してください。
 ※必ず領収書と明細がわかるものを発行してもらうこと
 ・申請時に提出した見積と異なる資機材を購入(修繕)する場合は事前に変更申請が必要です。
- ④ 実績報告
 実績報告書等必要書類を用意し、防災対策課へ提出してください。
- ⑤ 補助金確定
 実績報告を審査し、結果をお電話等でお伝えします。
 ・交付決定額と補助金確定額が同額の場合、補助金確定通知は省略します。
 ・交付決定額と補助金確定額が異なる場合、補助金確定通知書を送付します。
- ⑥ 補助金請求
 補助金請求書に必要事項を記入のうえ、必要書類と併せて防災対策課へ提出してください。
 提出書類に不備等がない場合、請求から1か月程度で指定された口座へ補助金を振り込みます。

フローチャート



防災活動に関する補助金交付までの流れ

- ① 交付申請
 交付申請書等必要書類を用意し、防災対策課へ提出してください。
 ※交付決定前に実施した防災活動は補助の対象外です。
- ② 交付決定
 申請書類を審査し、補助金交付決定書等を送付します。
- ③ 防災活動の実施
 ・補助金交付決定書を受領したら、申請した防災活動を実施してください。
 ※物品や事業実施の様子を写真撮影すること
 ※消耗品購入等で領収書が発行された場合は保管しておくこと
 ・申請時に提出した事業計画に大幅な変更がある場合は、事前に変更申請が必要です。
- ④ 実績報告
 実績報告書等必要書類を用意し、防災対策課へ提出してください。
- ⑤ 補助金確定
 実績報告を審査し、結果をお電話等でお伝えします。
 ・交付決定額と補助金確定額が同額の場合、補助金確定通知は省略します。
 ・交付決定額と補助金確定額が異なる場合、補助金確定通知書を送付します。
- ⑥ 補助金請求
 補助金請求書に必要事項を記入のうえ、必要書類と併せて防災対策課へ提出してください。
 提出書類に不備等がない場合、請求から1か月程度で指定された口座へ補助金を振り込みます。

フローチャート

